

令和〇〇年度三重県民の森の管理に関する年度協定書(案)

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「三重県民の森の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり、令和〇〇年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 年度協定は、三重県民の森（以下「県民の森」という。）の管理に係る令和〇〇年度の管理業務の内容及びその業務実施に要する経費として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（管理業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇〇年度に実施する管理業務の内容が、別記1に定めるところであることを確認する。

（管理備品）

第4条 甲及び乙は、基本協定別記3で定める管理備品について、同協定第3条第4項の規定に基づき別記2のとおり増減があったことを確認する。

（指定管理料）

第5条 甲は、令和〇〇年度における県民の森の指定管理料として、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料の支払方法は、次のとおりとする。

（1）乙は、令和〇〇年3月31日までに事業の完了報告書を甲に提出するものとする。

（2）甲は、前号の報告書を受理したときは、速やかに履行確認を行い、履行を確認したときは、乙に通知するものとする。

（3）乙は、前号の通知を受けたときは、速やかに指定管理料の支払いを請求するものとする。

（4）甲は、前号の請求書を受理してから30日以内に、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

- (5) 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。
- (6) 乙は、6月末、9月末及び12月末までに、それぞれ指定管理料の25%を上限として、概算払による指定管理料の請求を行うものとする。

(疑義についての協議)

第6条 年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、基本協定によることとし、基本協定に定めのない場合においては、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲及び乙は、この本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 ○○○○

乙

別記1 「令和〇〇年度三重県民の森の管理に関する基本協定書に基づく業務計画書」のとおり

別記2 「令和〇〇年度における管理備品の増減」のとおり

(注) 初年度のため、増減なし